

第3章 計画の基本的な方針

3-1 計画の基本理念

◇2-1「統計からみる現状」においては、出生数や就学前人口は減少しているものの認可保育所においては利用者数が増加傾向にあること、共働き世帯の割合が増加傾向にあること、江東きッズクラブや子育てひろば等こどもの居場所に関する事業の利用者が増加傾向にあることが分かりました。また、障害児数や不登校児童・生徒数等特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあること等が分かりました。

◇2-2「現行計画の進捗状況」においては、教育・保育施設で主に3～5歳児を中心に空き定員が増加傾向にあること、こども・若者の居場所や一時的な預かりに関する事業について利用者が増加傾向にあること等が分かりました。

◇2-3「令和5年度調査(アンケート・ヒアリング)等結果概要」においては、こどもは大人に対して要望や意見を表明したいと考えていること、未就学児の保育の受け皿や児童・生徒等の放課後の多様な居場所の確保を望んでいること、家庭における子育て不安の解消や負担軽減を望んでいること、特別な支援が必要なこども・若者に対して多角的な支援が求められていること、地域一体となった子育て環境づくりが求められていること等が分かりました。

上記を踏まえ、必要な施策を展開していくにあたっては、こども・若者を取り巻く対象ごとに、「こども・若者」「保護者」「地域」の3つの視点に整理をしていくことが必要と考えます。視点ごとに現状や要望の整理をすると以下のとおりとなります。

◇**こども・若者**は、一人の権利ある存在として尊重されることを望んでいます。また、遊び場や学習する場をはじめとするこどもの居場所づくり等、こどもの健全な発達に欠かせない成育環境が与えられる等、こどもにとって一番良いことが叶う社会であることを望んでいます。

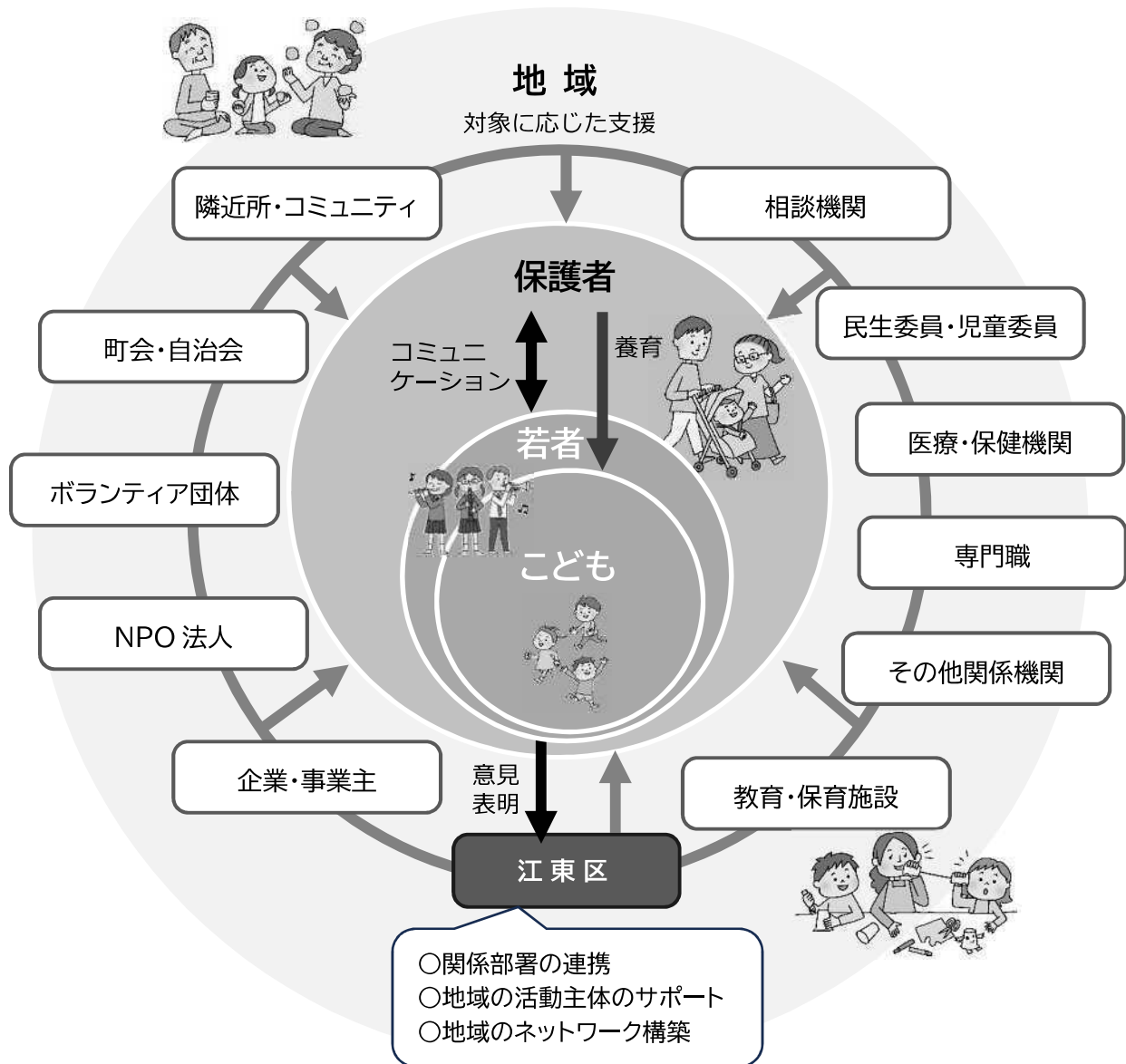
◇**保護者**は、共働き世帯が増加し、仕事をしながら家事・育児を行う等、多忙な生活を送っており、こどもと接する時間が少ないことが課題となっています。また、子育てに不安を抱えていることも多く、そうした不安や負担が軽減されることを望んでいます。

※保護者：こどもの親、里親及びこどもの親に代わりこどもを育てる人のことをいいます。

◇**地域**は、見守り、サポート等の日常的な関りから、親子で参加できるイベントの実施等、様々な形でこどもの成長や保護者の子育てを支えることが求められています。

※地域：隣近所、町会・自治会、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO 法人、企業、事業所、教育・保育施設、専門職等、こども・若者と子育て当事者を取り巻く環境を構成する人・法人・組織を含みます。

【関係イメージ】



こども・若者	○保護者から適切な養育を受けています。 ○保護者や区に意見を表明することができます。 ○地域の教育・保育施設や団体等から必要な支援を受けています。
保護者	○こども・若者を、地域の支援を得ながら養育しています。 ○こども・若者の意見を尊重しています。
地域	○子育てに悩んでいる家庭、SOSを出しているこども・若者をはじめ、地域にいるこども・若者や子育て当事者を見守っています。 ○こども・若者、保護者等の対象に応じた支援を提供しています。
江東区	○こどもの意見を受け止めて取組に反映できるよう努めています。 ○関係部署と連携し、包括的な支援をこども・若者、保護者に提供しています。 ○地域で活動する事業所、団体等の支援を行います。 ○地域のネットワーク化を行い、地域全体でこども・若者を支える仕組みを作っています。

こうした課題やニーズに対し、区は以下のとおり子ども・若者に関する施策に取り組んでいきます。

子ども・若者

に対して

全ての子どもや若者が権利の主体として、個性を尊重されるよう、子どもの権利についての普及啓発を行います。また、子どもや若者が育つ環境に関わらず、自分の意思で様々な選択ができるよう、個人の状況に応じた適切な支援を行うことで、健やかに成長できる環境をつくれます。

保護者

に対して

全ての保護者がそれぞれ必要とするサポートを受けることができるように、情報発信手段や事業・相談体制を充実させます。これらの多角的な支援を提供することで、子育てにおける保護者の不安や負担の軽減を図り、子どもの最善の利益が守られる環境をつくれます。

地域

に対して

子ども・若者や子育て家庭に対して理解を示し、温かく見守りつつ手を差し伸べられるような地域づくりを進め、地域一体となって子育てを応援する環境をつくれます。

これらの実現を通して、

みんなで支えあい、子ども・若者たちが

心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会

を目指します。



〈参考〉

子どもの意見「どんな社会になるとよいか」

～子どもまんなかワークショップより～

- ・子どもも大人も関係なく平等で互いの意見が尊重される社会
- ・「居心地がよくこの世界にうまれて良かった」誰もがそう思える社会
- ・全ての人が笑顔で幸せ(幸せのかたちは問わない)

3-2 計画の基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

全てのこどもが個人として尊重され、また、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。

さらに、こどもの意見を尊重したまちづくりに取り組むため、意見を表明しやすい環境を整備する等、こどもの声を聴く機会の拡充に取り組みます。また、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制を整えます。

取組	○こどもの権利の周知・啓発の実施 ○こどもの意見表明・社会参加機会の確保 ○権利侵害の防止、相談、救済体制の充実
こどもの意見	☆ アンケートを定期的に行って、親等とあまり上手くいってない子たちに応援してあげてほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ アメリカのタウンミーティングの様な制度を可能な限り導入してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ “こどもの最善の利益”を優先した社会！(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	1-1、1-2

基本目標2 こどもの育ちを支える

全てのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、学び、遊びや様々な体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備します。

また、こどもが健やかに育つためには、保護者の出産前からの切れ目ない支援が重要であり、医療・保健・福祉等の関係する機関が連携し、母子の切れ目ない支援を提供します。

取組	○こどもの健全な発育の支援 ○就学前の教育・保育事業の充実 ○居場所等の充実 ○学習・体験機会の充実
こどもの意見	☆ 私はスポーツが好きなのでオリンピックやパラリンピック選手に会う機会がほしいです。(小学生高学年アンケートより) ☆ 勉強できる場所を増やしてほしい。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ 自分に合った選択ができる社会。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	2-1、2-2、3-1、3-2、3-4、4-1、4-3

基本目標3 保護者の子育てを支える

子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の不安や孤立等、様々な悩みがあります。そうした悩みに寄り添うために情報提供や相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の充実を図ります。

取組	○家庭の養育力向上への支援 ○子育て支援サービスの充実 ○相談体制と情報提供の充実 ○子育て家庭への経済的支援
こどもの意見	☆ 親へ。いつもありがとうございます。これからも私のことを大切にしてほしいです。(生活実態(小学生)アンケートより) ☆ 親の子育てでお金の負担を減らせるような取組をもっとしてほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	3-3、5-1

基本目標4 特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える

全てのこども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング(幸せな状態)」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とするこども・若者とその保護者が、その状況に応じて、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを教育・福祉・保健等の関係部署とこれまで以上に連携して進めます。

取組	○障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援 ○虐待の未然防止と対応 ○生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 ○不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 ○外国にルーツを持つこどもへの支援 ○こども・若者の社会的自立の支援
こどもの意見	☆ 区内の親が不登校に理解があるようにしてほしい。自分以外に苦しんでる人がいる。(中学生・高校生世代アンケートより) ☆ こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会。(こどもまんなかワークショップより) ☆ 高校生でも江東区に役立てることがあれば、発信してほしいです。(中学生・高校生世代アンケートより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-2、4-5、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5

基本目標5 地域全体で子育てを支える

「子育て」は、「未来を担う人材を育てること」であり、全ての人に関わる行為です。そのため、子どもを地域全体で育むという考え方のもと、地域の団体、事業所や企業等の協力を得ながら、子どもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めます。

また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、また、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化を推進します。

取組	○地域ぐるみの子育て支援の環境づくり ○こどもの安全・安心確保 ○関係機関のネットワーク化の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進啓発
こどもの意見	◇ 江東区を暮らしやすい町にするためには、私たち区民の社会参画が必要だと感じました。(生活実態(中学生)アンケートより) ◇ 助け合いの精神が高い人が多い世界。(こどもまんなかワークショップより)
該当する課題・キーワード 〔P38-43〕	4-4、5-2、5-3、7-1、7-2、7-3

3-3 計画の指標

※成果指標ごとの目標値等については、今後掲載します。

【代表指標】

基本目標1 こどもの権利を守る

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	「こどもの権利」について知っている子ども・若者の割合	「こどもの権利」について「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した小学生・中学生の割合		

基本目標2 こどもの育ちを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	こどもが安全・安心に過ごせる居場所があると感じる保護者の割合	区民アンケートで、「こどもが安全・安心に過ごせる居場所があると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した保護者の割合		

基本目標3 保護者の子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	必要な子育て情報入手しやすいと思う保護者の割合	区民アンケートで、「必要な子育て情報入手しやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者の割合		

基本目標4 特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	しつけであってもこどもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合	区民アンケートで、「しつけであっても体罰はすべきではない」と回答した区民の割合		

基本目標5 地域全体で子育てを支える

成果指標	指標名	指標の説明	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	区民アンケートで、「地域に見守られて子育てしていると感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した保護者の割合		

第4章 施策の展開

基本目標	具体的な方向性(大施策)
1 こどもの権利を 守る	1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実 2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保
2 こどもの育ちを 支える	1 こどもの健全な発育の支援 2 就学前の教育・保育事業の充実 3 居場所等の充実 4 学習・体験機会の充実
3 保護者の子育てを 支える	1 家庭の養育力向上への支援 2 子育て支援サービスの充実 3 相談体制と情報提供の充実 4 子育て家庭への経済的支援
4 特別な支援が必要 なこども・若者・ 保護者を支える	1 障害や発達状況に配慮を必要とするこどもへの支援 2 虐待の未然防止と対応 3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援 4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援 5 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援 6 こども・若者の社会的自立の支援
5 地域全体で子育て を支える	1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり 2 こどもの安全・安心確保 3 関係機関のネットワーク化の推進 4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

基本目標1 こどもの権利を守る

1 こどもの権利の周知・理解促進、相談・救済体制の充実

めざす姿

こどもの権利に対する広報、啓発を充実させ、こども自身とこどもを支える大人の双方がこどもの権利について学び、理解を深めています。また、こどもが困った状況になった時に、それに対する相談や救済ができる体制が充実しています。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、こどもの権利について「知らない」と回答したのは、小学校児童・中高生世代で2割半ばでした。また、就学前・小学生保護者でこどもの権利を「知らない」と回答したのは約1割、「聞いたことがある」は約3割～4割でした。
- ◇ 令和5年度調査では、「こどもが大切にされているか」について、「思わない」と回答した小学生児童・中高生世代で約1割でした。
- ◇ 「江東区教育理念」に位置付けた育むべき5つの力のうち、「人権を尊重し他者を思いやる力」を育むために全校園において「人権教育の全体計画」を作成して、人権尊重教育に取り組んでいます。
- ◇ 令和5年度調査では、「しつけのためなら、ある程度の体罰もやむを得ない」と考える保護者は就学前で約2割、小学生で2割半ばでした。
- ◇ 令和2年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、親権者等はこどものしつけに際し、体罰を加えてはならないことが法定化されました。
- ◇ 国が定めた「こどもまんなか実行計画2024」において、こどもの権利が侵害された場合の救済項目で「相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知」が挙げられています。
- ◇ こども家庭庁は「地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を行い、調査研究結果を踏まえて、事例の周知を図り、取組を後押しする」とし、総務省は「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催する等、国として権利救済の仕組みづくりを推進しています。
- ◇ 現在、区には各種相談窓口が設置されていますが、こどもの権利に関する総合的な相談窓口がありません。

課 題

- ◇ こども自身がこどもの権利について、学ぶ機会を創出することが必要です。
- ◇ こどもの権利について、大人への知る機会も増やし、理解を深める必要があります。
- ◇ こどもの権利が侵害されたとみられる際に、その状況について総合的に相談できる窓口が現在区にはないため、こどもの権利侵害に関する相談ができる窓口の設置等について検討が必要です。
- ◇ 権利の侵害を受けているこども自らが相談しやすくなるような工夫をしていく必要があります。
- ◇ 相談窓口には、相談機関としての側面と救済機関としての側面も併せ持たせる等、問題の本質的な解決能力を持つ体制づくりについても検討が必要です。

取 組 方 針

1. 令和7年4月1日より江東区こどもの権利に関する条例を施行します。(仮)
2. こどもの権利侵害を未然に防ぐため、こどもの権利及び江東区こどもの権利に関する条例の内容について、こども及び大人に対する啓発活動を行います。
3. こども自身がこどもの権利について学ぶ機会として、区作成資料等を活用した授業の充実を図っていきます。
4. 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動を行います。
5. 全国の先行事例も参考に、既存の各相談体制との連携も含め、こどもの権利に関する総合的な相談や救済ができる体制の充実について検討していきます。



基本目標1 こどもの権利を守る

2 こどもの意見表明・社会参加機会の確保

めざす姿

こどもが自分の意見を表明できる機会、社会参加できる機会が確保されています。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、守られていないと感じる「こどもの権利」として「こどもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」を選択した就学前保護者・小学生保護者が約3割いました。
- ◇ 令和6年5月にこどもを対象に実施した「こどもまんなかワークショップ」で、どんな社会になると良いかを聞いたところ、「意見が尊重される社会」との回答は18件(2番目に多い回答数)ありました。
- ◇ 「こどもまんなかワークショップ」の感想で「またやってほしい、また参加したい」という意見が74件中18件あり、「こどもの声が届く江東区になってほしい」という意見もありました。
- ◇ 令和5年度調査では、「意見を江東区に反映させるために参加しやすい方法」について「あまり興味がない」という回答が小学生・中高生世代で約4割でした。一方で、「学校を通じて」や「SNSを通じて」という回答も約3割～4割でした。
- ◇ 学校の校則や生活のきまりについては、よりよい学校づくりができるよう、各校において児童・生徒が主体となった見直しを行っています。

課 題

- ◇ SNSの活用等、こどもが参加しやすいチャネルを活用した表明の機会を設定する等、こどもが意見を表明しやすくなる環境づくりが必要です。
- ◇ こどもの意見表明のためにわかりやすい区政情報の提供が必要です。
- ◇ こどもの意見表明や社会活動への参加の促進が必要です。

取組
方針

1. こどもの意見を政策に反映させるよう、こどもの意見を聞くことができる仕組みを検討していきます。
2. こどもが意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成を図ります。
3. こどもが必要な情報を得ることができるように施策等の情報提供を行う仕組みを検討していきます。
4. こどもの意見表明について、大人の理解促進に対する取組を推進していきます。
5. こどもが主体となって活動する団体等との連携強化や活動の促進について検討していきます。
6. 学校での学習場面等について、こどもたちが意見表明したり、参画したりする取組の充実を図っていきます。



基本目標2 こどもの育ちを支える

1 こどもの健全な発育の支援

めざす姿

妊娠期から乳幼児期・学齢期にわたる切れ目のない出産・子育て・健康づくりに対する支援が行われ、安心してこどもを産み、健やかに子育てできる環境が整っています。

現 状

- ◇ 健やかな妊娠期を送り、安心して出産子育てができるよう、各保健相談所において、専門職による妊婦面接や相談指導を行っています。出産後には協力医療機関等において、ニーズに応じた多様な産後ケアを実施する等、妊娠期からの切れ目のない母子支援の充実を図っています。
- ◇ 若年妊娠や特定妊婦(予期せぬ妊娠や貧困、DV等で、妊娠中や出産後に配慮や支援が特に必要とされる妊婦)、子育てに不安のある方等の相談・支援を行うとともに、必要に応じて、各保健相談所と医療や療育・子育て支援担当部署等が連携した対応を行っています。
- ◇ 全ての乳幼児を対象に新生児訪問や乳幼児健診を実施し、全ての健診において受診率は9割を超えています。フォローが必要な方には専門医等による健診・相談事業を実施、また医療機関等への紹介を行っています。
- ◇ 保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、児童・生徒等の健康診断等を行っています。
- ◇ 令和5年度調査では、性の被害等から自分の心や体を守る方法を学ぶ「性教育」について「よいと思う」又は「まあよいと思う」と回答したのは、小学校児童で7割半ば、中高生世代で8割半ばでした。
- ◇ 生命の尊さや素晴らしさを学ぶことで、自分も他の人も一人ひとりが大事な存在であることを学ぶ、「生命(いのち)の安全教育」の推進の重要性が国際的に謳われています。
- ◇ ~~性教育について、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において性教育の全体計画や指導計画を作成し、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて行っております。~~

課 題

- ◇ 妊産婦は妊娠期から出産後にかけて、心身や生活環境の変化からうつ状態や不安感が高まりやすくなるため、周囲の理解や早期の気づき、支援が必要です。子育て支援や虐待防止の観点から、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が求められています。
- ◇ 子育て家庭が孤立しやすく、子育てへの不安を感じやすい状況にあり、育児に関

取 組
方 針

わる情報の充実や相談のしやすさが求められています。

- ◇ 新生児訪問や乳幼児健康診査を受診していないこどもについて、こどもの健康や家庭の状況を把握し、必要に応じて適切な相談支援を実施していくことが求められています。
- ◇ 児童・生徒等に対して、健康的な生活習慣を心がける意識の醸成を図るとともに、健康状態を確認する機会の確保と適切な指導助言を行う必要があります。
- ◇ 「生命(いのち)の安全教育」の推進のため、幼児期からの安全教育や性教育について体系的に取り組む必要があります。

1. 妊娠期には両親学級を通して地域での仲間づくりを行います。また、産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級等を通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防します。さらに、個別の対応が必要な方には家庭訪問を行い、状況に応じて必要な支援につなげていきます。
2. ゆりかご面接や新生児・産婦訪問指導、産後ケア等の母子保健サービスを充実させ、切れ目のない出産・子育て支援を推進します。
3. 乳幼児や妊婦の各種健康診査受診率の向上に取り組み、支援が必要な乳幼児や妊婦、子育て家庭の早期発見・早期対応を推進します。
4. 保健相談所と子ども家庭支援センター等関係機関相互の連携により、児童虐待等の課題を抱える子育て家庭への継続した支援を行うほか、施設で実施する妊娠期から参加できるプログラム等への参加促進を行います。
5. こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能の一体化をはじめとした更なる連携強化を図り、対象者には必要なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして提示し、切れ目のない一貫した支援を行います。
- ~~6. 虐待を受けたこどもに対し、心理職が心理的ケアを行います。さらに、保護者に対するケアや助言を行い、適切な親子の関係性構築を支援します。~~
7. 乳幼児の定期的な健康診査を行い疾病や障害を早期に発見し、早期治療・療育に結びつけるとともに、こどもの成育支援、保護者への育児支援を行います。また、こどもの生命と健康を守る予防接種について、国の動向を踏まえたうえで、必要な支援を行います。
8. 保育施設、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校において、児童・生徒等の健康診断等を行い、疾病の早期発見と健康増進を図るとともに、基本的な生活習慣をこどもたちが身に付ける教育を推進します。
9. 「生命(いのち)の安全教育」を推進し、全てのこどもが自分も他人も大切にできるよう発達の段階を踏まえた安全教育や性教育を実施していきます。~~また、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえた学習を、引き続き行っていきます。~~

基本目標 2 こどもの育ちを支える

2 就学前の教育・保育事業の充実

めざす姿

教育・保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な教育・保育事業が安定的に提供され、こどもたちがのびのび育ち、子育て家庭が安心して子育てできる環境が実現しています。

現 状

- ◇ 保育所の利用者はほぼ横ばいの一方、幼稚園の利用者は減少傾向となっています。そのうち、令和6年5月1日現在の区立幼稚園園児数は、前年度と比べ130人減少し622人、私立幼稚園等の園児数は前年度と比べ240人減少し 2,217人となっています。
- ◇ ~~令和2年度から5年間で、約3,100人の保育施設の定員を増やし、令和4年4月1日には待機児童ゼロを達成しました。~~
- ◇ ~~令和6年度の空き定員は保育所で3,062人、幼稚園で1,355人となっています。保育所では3歳児以上で空きが顕著になっていますが、0歳児や1歳児は年度末には空きがほぼ無い状態です。~~
- ◇ これまで待機児童対策として保育所の整備等を進め、令和4年4月1日には待機児童ゼロを達成しましたが、今なお0歳児や1歳児は年度末には空きが少ない状態です。一方、近年では3歳児以上で空きが顕著になっており、令和6年度における空き定員は保育所で3,062人(4月1日時点)、幼稚園で1,355人(5月1日時点)となっています。
- ◇ 共働き世帯の増加等、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、多様な保護者ニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。
- ◇ 乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する「とうきょう すくわくプログラム」を区立保育所及び区立幼稚園全園、一部の私立保育所及び私立幼稚園等で実施しています。
- ◇ 東京都における保育士の有効求人倍率は高く、教育・保育施設において、教育・保育の担い手となる人材の確保が難しくなっています。
- ◇ 保育所は保育所保育指針、幼稚園は「就学前教育スタンダード」を基に、日々の保育や教育活動の充実を創意工夫しながら行っています。
- ◇ 「江東区連携教育の日」を年2回設定し、中学校の学区を基に、公私立を問わず、近隣の学校園が連携を図る貴重な場となっています。また、「江東区保幼小連携教育プログラム」を基に、就学前教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指して、日頃から実践を積み重ねています。また、「保幼合同研修会」を年2回実施し、公私立を問わず、保育所・幼稚園が合同で研修を実施し、資質向上に取り組んでいます。

課 題

- ◇ 待機児童ゼロを継続するとともに、保育の量から質への転換を促進し、保護者の多様化する保育ニーズを踏まえた質の高い保育サービスを、公私立を問わず、区全体で取り組んでいく必要があります。
- ◇ 地域や保育年齢によっては、保育所等の空き定員が増加していることから、地域の保育需要等をより細かく分析し、定員の適正化や空きスペースの有効活用を図っていく必要があります。
- ◇ 園児数の減少による幼稚園の小規模化は、十分な集団活動を行えないことが懸念されるため、適正配置とともに園児数確保のための取組が求められています。
- ◇ 保育の質の確保及び向上のため、保育人材の確保・定着や江東区独自の指針が必要です。また、私立幼稚園等における教育の質の確保及び向上のため、教育人材の確保・定着が必要です。
- ◇ 就学前教育と小・中学校教育の円滑な接続のため、一層の相互理解や連携強化が求められています。

取 組 方 針

1. 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じた適切な定員確保により、待機児童ゼロの継続に取り組みます。
2. 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき区立幼稚園の適正配置を実施するとともに、3年保育や預かり保育を実施する等区立幼稚園の存在意義を高めながら、保護者のニーズや社会情勢の変化に対応します。
3. 在宅で子育てをする世帯のこどもにも家族以外の人と触れる機会を与えるための保育環境を整備する「こども誰でも通園制度」の事業実施に向け、準備、検証を進め、良質な保育サービスの提供を図ります。
4. 休日保育や病児・病後児保育等、多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスを提供します。
5. 私立保育所等に対しては、就職相談会等、保育人材確保に関する支援を実施するとともに、宿舍借上げや処遇改善につながる補助等の支援を実施し、保育士の定着を図ります。私立幼稚園等に対しては、住宅賃料補助や処遇改善につながる補助等の支援を実施します。
6. 保育所においては、本区における保育の質のあり方を示す保育の質ガイドラインを策定し、こどもの権利擁護や保育環境の整備、保育内容の向上等を、区内の保育従事者等で共通理解することで保育サービスの向上を図ります。また、保育内容に各園の環境や強みを活かし、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を導入し、非認知能力の向上等保育の充実を図ります。幼稚園においては、幼稚園教育要領等に基づき、「就学前教育スタンダード」の取組を推進する等、質の高い教育を実施します。
7. 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の保育施設・幼稚園、公立小学校・中学校・義務教育学校の保育士と教員による協議会の開催や合同研修会の実施等、一層の相互理解と連携強化を図ります。



基本目標2 こどもの育ちを支える

3 居場所等の充実

めざす姿

こどもが安全・安心に過ごせる居場所や遊び場を提供することで、こどもの安定した日常生活が確保され、こどもたちが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」において、学校や児童館等既存の地域資源を柔軟に活用した居場所づくりを進めていくことが求められています。また、都の『未来の東京』戦略において、放課後における児童の居場所の充実が必要とされています。
- ◇ 区内の17施設の児童館において、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。また、児童館は、他の子育て支援施設等と連携、相互補完しながら、乳幼児から中高生世代までの幅広い年代のこどもを対象に、切れ目のない支援を行っています。
- ◇ こどもプラザは、放課後等に、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供し、地域や関係機関とともに、こどもたちを見守っています。図書館等も入る複合施設で開館時間が長いことから中高生の利用も多くみられ、こどもに限らず、地域住民の交流の場にもなっています。
- ◇ 江東きッズクラブは全小学校・義務教育学校や児童館内等に設置され、「江東区放課後こどもプラン」に基づき、保留児童対策や活動場所の環境改善、地域との連携等に取り組んでいます。
- ◇ こどもの身近で安全な遊び場の確保のため、区立小学校・幼稚園の校庭等を学校教育に支障のない範囲で開放する校庭遊び場事業に取り組んでいます。
- ◇ 青少年交流プラザにおいて、中高生の居場所の提供やボランティア育成、自立心や社会性を育む講座やイベント等を提供しています。
- ◇ 令和6年4月現在、区立公園が172か所、区立児童遊園が99か所あります。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前児童の保護者の約4割が「ボール遊びができるところがない」と感じています。

課 題

- ◇ 令和5年度調査では、小中高生にとって安心できる場所について、「安心できる場所がない」という回答も少数ながらあり、全てのこども・若者が安心できる居場所を見つけられるよう、多様な居場所を地域に用意する必要があります。
- ◇ こどもが放課後等に安全で健やかに過ごせる場所を確保するとともに、こどもたちにとってより良い居場所づくりを図るため各施設の満足度を高めていく必要があります。
- ◇ 利用希望児童数の増加に伴い定員超過となっている江東きッズクラブについて定員増を図ってきましたが、今後もなお保留児童の発生が懸念されています。

取 組
方 針

- ◇ PTAの活動状況の変化や高齢化の進展等により、校庭遊び場事業の実施主体となる団体の担い手が不足しています。
 - ◇ 中高生を対象とした行政の支援施設数は少なく、中高生が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
 - ◇ こどもの居場所となる施設の職員には、こどものSOSに的確に対応するため、こどもの心のケア等についての知識が求められています。
 - ◇ 利用者のニーズに合った環境づくりと、いつでもこどもたちが相談できる体制づくりが必要です。
 - ◇ 地域の特性やニーズに応じた公園づくりが必要です。中でも、こどもたちが自由に「ボール遊びができる」環境づくりが求められています。
-
1. 児童館においては、引き続き子ども家庭支援センターや青少年交流プラザ等他の施設等と連携・相互補完しながら、0歳から18歳まで切れ目のない支援を推進するとともに、児童館の機能を拡充し、中高生が気軽に利用できる居場所づくりに取り組みます。
 2. こどもプラザでは、他の子育て関連施設等と連携し、年齢や発達段階に合わせたこどもの育ちの支援に取り組みます。また、こどもに限らず、若者を含む地域の多様な人々が交流でき、安心して過ごせる場を提供し、地域の中で子育て家庭を見守っていきます。
 3. 「江東区放課後こどもプラン」に基づき、利用するこどもの声を尊重しながら江東きッズクラブの量の確保と質的向上に努め、引き続きこどもが安全で健やかに過ごせるよう居場所づくりを推進します。
 4. 校庭遊び場事業について、担い手が不足する学校については「地域学校協働本部」の取組として推進する等、こどもの身近で安全な遊び場の確保を目指していきます。
 5. 青少年の自主的な学習・活動の支援の場や安心して安全な居場所として、青少年交流プラザ及び他の公共施設の認知度を向上させ、活動の場の更なる利用を促進します。また、団体・サークル・地域活動等への青少年の参加促進を図るため、情報発信等の取組を進めます。
 6. こどもの居場所となる施設の職員に対し、心のケアに関する研修の充実に努め、こどものSOSに早期に気づくことができるよう職員の能力向上を図ります。また、こどものSOSに気付いた場合は、関係機関と連携し対応していきます。
 7. 養育環境等に課題を抱えていたり、家庭や学校に居場所のないこどもたちの健全な育成に向けて、多様な居場所づくりや地域活動の支援について取り組んでいきます。
 8. 区民ニーズや公園の利用者層・利用形態を踏まえ、周辺の公園機能とのバランスに配慮しながら、地域に愛される公園になるようリニューアルに取り組んでいきます。特に、ボール遊びができる環境づくりに向けて、フェンスに囲まれた多目的広場の整備や公園周辺の住環境に配慮した利用ルールづくりを地域と一緒に取り組んでいきます。

基本目標2 こどもの育ちを支える

4 学習・体験機会の充実

めざす姿

こどもたちが文化、スポーツ及び読書等に親しむほか、多様な学習・体験を行うことで、豊かな人間性や社会性を身につけています。

現 状

- ◇ 「ファミリースポーツチャレンジ」や「こどもカヌー大会」等のこども向けスポーツイベントに毎年多くのこどもたちが参加しています。
- ◇ 環境学習情報館(えこつくる江東)では、土日や休日、夏休みを中心に環境学習講座や環境イベントを開催しています。また、3歳から中学生までを対象に、野外活動やワークショップを開催しています。
- ◇ GIGAスクール構想により児童・生徒に1人1台端末が貸与され、高速大容量の通信ネットワークが整備されています。
- ◇ 区立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒を対象に、カナダへの海外短期留学を実施し、中学生が海外を実際に見て、体験できる機会を提供しています。また、小学校・義務教育学校5年生を対象に、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの英語の体験学習を行っています。
- ◇ 自主的な学習習慣が身についていない等の小学校(義務教育学校前期課程含む)4～6年生、中学校(義務教育学校後期課程含む)全学年を対象に、放課後等に主要教科を学習する土曜・放課後学習事業を全区立学校で実施しています。
- ◇ 松尾芭蕉ゆかりの地である本区では、俳句講師を派遣する等、その特色を生かした俳句教育を行っています。
- ◇ 中学校において、指導者不足等により運営が困難となる部活動が発生しています。また、スポーツ庁・文化庁の通知に基づき、休日の学校部活動の段階的な地域移行に向けた検討を行っています。
- ◇ 図書館での職場体験を実施し、体験を通して生徒の図書館への興味を引き出しながら、読書活動の重要性を伝えています。また、令和5年7月より、電子書籍貸出サービス「こうとう電子図書館」を開始し、専用のID及び利用案内を区立小中学校・義務教育学校の4年生以上の児童・生徒に配布しました。

課 題

- ◇ こども対象のイベントの広報については、これまでの紙・ホームページ中心から、SNSの積極的な利用にシフトする等、利用者ニーズをとらえた情報発信をしていく必要があります。
- ◇ スポーツを「する」だけでなく、「みる」や「支える」等、自分に合った形でスポーツに関わることができる機会を提供していくことが求められます。
- ◇ WEB やアプリ、更なる ICT を活用した環境学習や体験機会の一層の充実を図

る必要があります。また、エコ意識の更なる向上のため、SNS 等を活用した情報発信・情報共有の充実・強化が必要です。

- ◇ 1人1台端末の効果的な活用を一層推進するために、適正な機器更改等を実施し、ICT 環境を維持管理する必要があります。
- ◇ 江東区ならではの学習や体験機会の充実が求められています。
- ◇ 土曜・放課後学習教室事業の実施にあたっては、主要教科の学習指導等を担う有償ボランティア(学校サポーター)の確保が課題となっています。
- ◇ 中学校・義務教育学校(後期課程)の部活動では、競技経験が無い等、専門的な指導ができる教員がいないケースがあることが課題となっており、人材の確保が求められています。少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組む必要があります。
- ◇ こどもたちが関心をもつ効果的な取組を実施し、自分自身の新たな読書活動のきっかけを学ぶことができる環境が求められています。

取 組 方 針

1. 東京2020大会で使用された競技施設等とも連携し、こどもたちに大会のレガシーを継承する取組を進めます。また、トップスポーツチームのホームゲームへの観戦招待等、こどもたちに「みる」スポーツの機会を提供します。
2. 学校への出前事業や社会科見学の歴史文化施設への誘致を積極的に取り組むことにより、江東区の歴史や文化をこどもたちに伝えています。また、夏休みに江戸時代より続く伝統工芸の技を体験できる「職人の技体験」を開催し、伝統文化の継承と後継者の育成につなげます。
3. 高校・大学等が行っているインターンシップを受け入れた中小企業に対し補助金を支給します。
4. 各種環境講座・イベントを通じて、こどもの頃からエコ意識の浸透・定着に向けた普及啓発を行います。また、自ら調べ、学び、考え、行動することができる環境学習機会を提供することで、こどもから各家庭への取組にもつなげます。
5. 適正な機器の更改等、ICT環境整備やデジタル利活用を推進していきます。
6. 土曜・放課後学習教室事業について、学校サポーターを募集する等、人材の確保に努めます。
7. 俳句講師を派遣した俳句授業、地域の特性や歴史、地域との連携等を取り入れた授業・教育活動等、江東区ならではの学習・体験ができる授業・教育活動を継続します。
8. 専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導員等、外部人材の活用により持続可能な部活動の運営体制の構築に努めます。また、休日の学校部活動の地域への完全移行を目指し、民間企業や地域団体と連携を図りながら検討を進めていきます。
9. 家庭・地域・学校と連携し、主体的な読書活動につながる取組を実施する等、年齢・発達段階に合わせた読書支援により、読書習慣の形成を推進します。また、職場体験やボランティアを経験し図書館に親しみをもち、体験を通して得られる読書への魅力を改めて考えることで、こども読書活動の推進につなげます。

基本目標3 保護者の子育てを支える

1 家庭の養育力向上への支援

めざす姿

親が自らの養育力を発揮するとともに、こどもの育ちと親自身の成長を感じながら、専門職への相談や親同士で悩みや不安を共有・情報交換できる場を活用し、家庭での養育を行うことができます。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てに不安や負担を感じている人は半数を超えています。その内容として、「育児について相談する相手がいない」「気軽に話せるような友人がいない」「一人で育児をしている気がする」と回答した人は約1割～2割いました。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てがしやすいまちの要素として、地域のつながりが(大いに、ある程度)必要だと思う人は8割を超えています。
- ◇ 保護者同士の交流や子育て、母子の健康管理に必要な知識を学ぶ場として「両親学級」や「育児学級」を開催しています。また、必要に応じて「育児相談」を開催し、保健師が個別相談に応じています。
- ◇ 両親学級や育児学級において、出産後の生活や育児について啓発し、不安の軽減や不適切な養育の予防に取り組んでいます。
- ◇ 児童館、子ども家庭支援センター及び一部私立保育所において、子育てひろばを実施しています。

課 題

- ◇ 子育て家庭が孤立しやすく、子育てへの不安を感じやすい状況にあり、子育てへの不安や産後うつを訴える妊産婦等への対応が課題となっています。
- ◇ 家庭での子育てへの不安や負担感を減らすためには、こどもの年齢や状況に応じた保護者の対応について学習する必要があります。
- ◇ 親同士が同じ悩みや不安を相談し合ったり、情報交換したりすることができる機会が求められています。
- ◇ 社会教育関係団体や地域学校協働本部のフレームを生かした、きめ細かい家庭教育支援を進めていくための仕組みづくりが求められています。
- ◇ 子育て家庭が孤立しがちな現代社会においては、こどもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている親子が必要な知識や情報を得る機会を増やすこと

取組
方針

が必要です。

- ◇ 子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させるとともに、SNS、アプリ等を活用した情報発信の強化により、周知を推進していくことが必要です。

1. 妊娠期には両親学級を通して地域での仲間づくりを行います。また、産後は新生児・産婦訪問指導だけでなく、地区別に開催されている育児相談や育児学級等を通して不安の軽減を図り、参加者の交流により孤立化を予防します。さらに、個別の対応が必要な方には家庭訪問を行い、状況に応じて必要な支援につなげていきます。(再掲)
2. 引き続き、両親学級や育児学級において丁寧に出産後の生活や育児について啓発し、不安の軽減や不適切な養育の予防に取り組んでいきます。
3. こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた親に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を身につけるための講座を実施し、同じ悩み・不安を抱える保護者同士が悩み等の共有・情報交換できる場を設けることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。また、子育てに関する相談・情報提供等の支援に取り組みます。
4. 子育てひろばの充実に取り組み、子育て家庭の多様化する支援ニーズへの対応を図ります。
5. 地域での子育てネットワークの形成支援のための家庭教育ファシリテーター養成講座を開催します。
6. 子育て情報ポータルサイトや赤ちゃん LINE 等において、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。



基本目標3 保護者の子育てを支える

2 子育て支援サービスの充実

めざす姿

各家庭のニーズに合った子育て支援サービスが提供されることにより、保護者の子育ての負担感や孤立感、不安感が軽減され、こどもが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が求められています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前保護者の半数は子育てに関して不安・負担を感じており、その理由として「自分の自由な時間が持てない」が44.6%でした。
- ◇ 子育て支援サービスとして提供される、子育てひろばや、一時預かり事業により、在宅で子育てをする保護者の負担感の軽減を図っており、利用者が毎年増加しています。
- ◇ 区立保育所及び幼稚園の一部で未就園児を対象とした定期的な預かり事業(あずかーる)を実施しています。令和8年度には、就労要件を問わず月一定時間まで柔軟に保育を利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」が制度化されます。
- ◇ 区立保育所及び一部の私立保育所等で在宅で子育てしている方のため、遊び場の提供や子育て相談等を行う子育て支援地域活動(マイ保育園ひろば)を実施しています。また、区立幼稚園では月1～2回程度、未就園児の親子交流や子育て相談を行う幼稚園親子登園事業(かんがるーひろば)を実施していますが、令和5年度調査では、かんがるーひろばを認知している保護者の割合は34.5%、利用したことがある保護者の割合は9.7%となっています。

課 題

- ◇ こどもたちが安心して健やかに成長していくため、子育て家庭に対してライフステージに応じた切れ目ないきめ細かな支援が必要です。
- ◇ 就労形態や家庭環境、ライフスタイル等が多様化し、それらに応じた柔軟な保育サービスの提供が求められており、子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させることが必要です。
- ◇ 子育てひろばは、日曜祝日に利用できる場所が限られることから、天候や曜日

に関わらず過ごすことができる乳幼児親子の居場所が必要です。また、一時預かり事業は利用が増加しており、ニーズの多さから利用がしづらい状況があります。

- ◇ 子育ての孤立感を解消するため、地域の子育て支援拠点である子ども家庭支援センターを区内8か所に設置していますが、一部空白地域が存在しています。
- ◇ 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて、保育所及び幼稚園で実施する未就園児を対象とした預かり保育に対するニーズを正確に把握し、効果的な受け入れ体制を整備する必要があります。
- ◇ マイ保育園登録者数は近年減少傾向にあり、多様化している区民のニーズを把握し内容をさらに充実させていく必要があります。かんがるーひろばは認知度が低く利用者数が少ないため、周知方法を工夫し、効果的に情報を発信する必要があります。

取組方針

1. 子育てひろば、一時預かり事業等の充実を図り、区民参加による地域子育て活動や子育てを支える地域づくりにも取り組むことで、子育て家庭の多様化する支援ニーズへ対応し、子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図ります。
2. 既存の子ども家庭支援センターまでは遠く、利用が難しい地域に、新たなセンターを開設し、ニーズの高い一時預かり事業の定員枠拡大を図ることにより、利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図り、身近な地域における子育て支援環境を充実させます。
3. 未就園児を対象とした定期的な預かり保育事業(あずかーる)の実施状況を検証し、利用するこどもや保護者にとって最適なサービスの提供を図ります。また、令和8年度より国が実施する「こども誰でも通園制度」の事業実施に向けた、準備、検証を進めます。
4. 「マイ保育園ひろば」の登録制度を見直すとともに利用者のニーズを捉えたサービス向上を図ります。
5. SNSや子育て情報ポータルサイト等を活用し、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。(再掲)

基本目標3 保護者の子育てを支える

3 相談体制と情報提供の充実

めざす姿

子育てに関する相談を気軽にできるとともに、必要な子育て支援情報が確実に保護者に届く環境が構築され、子育ての孤立感や不安感が軽減されています。

現 状

- ◇ 令和5年度実施調査(長期計画アンケート)では、区内の必要な子育て情報入手しやすいと思わない保護者が19.5%おり、理由として「必要な情報が受動的だと届かない」、「区の情報発信が不足している」が上位を占めています。
- ◇ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てについて相談相手がいなかったり、必要な情報が届きにくくなったりしています。
- ◇ 4か所の保健相談所が妊娠やこどもの発育発達、子育てに関する相談をはじめとして、心の相談等の各種相談事業を実施しています。また、各相談事業の利用のほか、訪問、所内面接、電話相談等相談者の状況や相談内容により、様々な相談体制を取っています。
- ◇ 虐待の未然防止のため、こどもや家族に関わる全ての関係機関の連携強化を図るとともに、地域における見守り支援機能の強化を図るため、子ども家庭支援センターにおいてアウトリーチ型支援を行っています。

課 題

- ◇ 妊娠期から、子育て情報や同じような境遇の保護者同士のつながりを求める保護者の声があります。また、子ども家庭支援センターの利用者には、妊娠期から子ども家庭支援センターを知りたかったという保護者が一定数います。
- ◇ 子育ての孤立感や不安感を軽減するためには、適切な相談窓口につながり、必要な支援を受けてもらうことが効果的です。そのため、案内や情報発信の方法を工夫し、支援につながりやすい環境を整備することが求められています。
- ◇ 子育て家庭のニーズの多様化に対し、家庭に合ったサービスや支援を充実させるとともに、SNS、アプリ等を活用した情報発信の強化により、周知を推進していく必要があります。(再掲)
- ◇ 気軽に相談できたり、悩みを共有できる仲間づくりができる場の提供が必要とされています。また、孤立した子育てから、子育てへの不安や産後うつを訴える妊婦等への対応が課題となっています。

取
組
方
針

- ◇ 子育て支援や虐待防止の観点からも、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が求められています。
 - ◇ 対象者によっては、関係する機関の連携した支援がこれまで以上に必要となっています。
1. 区報、ホームページ及び SNS 等で子育て世帯に必要な情報を積極的に発信します。また、子育て情報を掲載した「江東区子育てハンドブック」を発行し、転入届や妊娠届の提出時のほか、区内の子育て支援施設等で配布します。
 2. 子育て情報ポータルサイトや赤ちゃん LINE 等において、子育て情報を発信していきます。また、新たな媒体(アプリ等)を活用したプッシュ型の情報発信についても検討していきます。(再掲)
 3. 保健相談所において、保健師等の専門職によるきめ細かな相談・指導体制を構築し、安心して子育ての相談ができる環境を整えます。また、訪問、所内面接、電話相談等、相談者の状況や内容により、様々な相談体制を構築していきます。
 4. 子ども家庭支援センターにおいて、電話や面談による日常的な相談、定期的に行っている心理や発達に関する専門相談等、保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、センターに来ることができない家庭へアウトリーチの支援を行います。また、妊娠期から参加できる子育てに関する講座の実施や情報提供も行い、地域の中で孤立感を感じずに子育てできるよう支援します。
 5. 子育てについて身近な場所で相談等ができるよう、地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において整備を進めます。
 6. 複数分野の支援が必要な子どもや複数の機関が関わる支援に対しては、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関がその子どもに関する情報や関わり方を共有し、子どもや保護者のニーズも踏まえ、適切に連携・協力して対応します。



基本目標3 保護者の子育てを支える

4 子育て家庭への経済的支援

めざす姿

経済的支援により、子育て家庭の負担が軽減され、安心して子育てができます。

現 状

- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者の半数は子育てに関して不安・負担を感じており、そのうち3割以上の方が理由として「子育てにかかる費用」と回答しています。
- ◇ 国は、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充等、子育て支援の充実を推進しています。
- ◇ 出産前から就学児まで、様々な補助を実施しています。

課 題

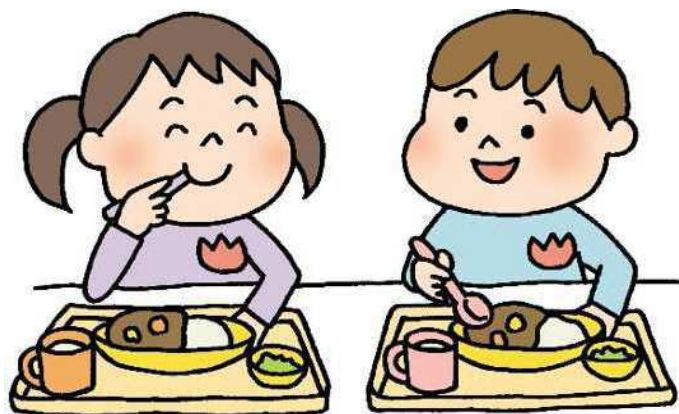
- ◇ 財源の確保や国の動向等を踏まえたうえで、必要な経済的支援を行う必要があります。

取 組 方 針

1. 財源の確保や国・都の動向等を踏まえたうえで、利用者のニーズと照らし合わせ、必要な経済的支援を実施していきます。
2. 児童手当や子ども医療費助成の対象児童が18歳に達した年度末まで拡大され、子育て家庭の生活面における更なる経済的支援に取り組みます。
3. 母子・父子家庭等のひとり親家庭には、児童扶養手当・児童育成手当やひとり親家庭等医療費助成等の事業を実施し、経済的負担軽減を図ります。
4. こうとう家事・育児サポート事業やベビーシッター利用支援事業等において、子

育て支援サービス利用時の経済的支援を行います。

5. 江東区立小・中学校、義務教育学校等に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学校給食費の負担軽減に取り組みます。
6. 私立幼稚園、認定こども園等に在籍している園児の保護者に対し、入園料の負担軽減に取り組みます。



基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

1 障害や発達状況に配慮を必要とする子どもへの支援

めざす姿

障害や発達状況に配慮を必要とする子どもが将来の自立に向け、ニーズに応じた適切な支援をライフステージに合わせて切れ目なく受けるための支援体制が整備されています。

現 状

- ◇ 18歳未満の障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。また、発達障害のある子どもや障害児支援サービスの利用者数も増加傾向が見られます。
- ◇ 在宅で生活する医療的ケア児が増加傾向にあります。
- ◇ 保育所では、令和5年度から医療的ケア児の受け入れを開始し、令和6年8月現在、公私立6園にて受け入れています。区立幼稚園・小中学校等では、共通の実施ガイドラインを定め、医療的ケア児を受け入れています。
- ◇ 令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。
- ◇ 乳幼児の健康診査等で経過観察が必要と判断した子どもを対象に、専門医による診察や理学療法士による運動指導を実施しています。また、心理的発達については心理相談員等が相談支援を行っています。さらに、専門医の診察や相談の結果、必要に応じて専門医療機関や療育機関へ受診勧奨を行っています。
- ◇ 児童発達支援センターでは保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適応のため専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施しています。
- ◇ 保育所について、令和4年度に公立園、令和6年度に公私立園を対象とした医療的ケアについての講習会を実施しています。
- ◇ 障害のある児童・生徒の保護者を対象に、通学費や学用品費等、教育費の一部を就学奨励費として補助しています。
- ◇ 特別支援学級の在籍児童・生徒数が増加傾向であり、加えて、通常学級在籍児童・生徒の発達障害等特別な支援の必要性も高まっています。
- ◇ 教員の育成を目指し、特別支援教育に係る職層に応じた研修や特別支援教育コーディネーター研修等を実施しています。

課 題

- ◇ 子どもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に配慮を必要とする子どもを適切に支援する体制を整備する必要があります。
- ◇ 保健相談所、保育所、幼稚園等関係機関の連携強化を図り、一人ひとりに合った適切な支援を行う必要があります。
- ◇ 医療的ケアを必要とする子どもの増加に対応するため、障害福祉サービスの適切な提供が求められています。また、医療的ケア児の介護が家族の大きな負担となっています。
- ◇ 看護師の確保をはじめ、人員体制を充実させるとともに、医療的ケア児の保育に必要な設備改修や、個々の医療的ケア児に合わせた備品設備等、環境整備が必要です。

組
針
取
方

- ◇ 保育所等訪問支援を区内全域の保育所、幼稚園、小学校等に効率的に実施するためには、多拠点による実施体制の整備が必要となります。
 - ◇ 特別な支援を必要とする子どもが増加しており、個に応じた教育環境の充実が必要です。
1. こどもの発達相談等の相談活動の充実を図るとともに、増加の傾向がみられる発達障害等、配慮を必要とする子どもやその家族に対し、早期からの支援を進めていきます。
 2. 保健や児童福祉等、関連部署との連携を強化し、ケース検討会議や事業所連絡会を通して情報や課題の共有を行い、こどもが抱える課題や特性に早期に気づき、障害や発達に配慮を必要とするこどもの適切な療育につなげるための地域の体制を整備します。
 3. 障害を理由とする様々な課題を解決するため、それぞれのニーズに応じた適切なサービスの充実を図るとともに、子育てをしている家族の孤立防止や不安・負担軽減を図ります。
 4. 保育所については、人員体制、環境整備を推進し、医療的ケア児の受け入れ可能な園を拡充していきます。また、医療的ケア児に関する講習や研修を通して、受け入れ園を支援していきます。幼稚園については、保護者や主治医、園と連携して、必要となる看護師の配置を円滑に行う体制整備を進めていきます。
 5. 家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、医療的ケア及び療養上の介助を行います。
 6. 医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催します。
 7. 複数の児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施する体制を構築し、アウトリーチ型支援の充実を図ります。
 8. 就学奨励費の受給資格がある世帯に対して周知徹底を図ります。
 9. インクルーシブ教育を推進するため、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを適確に把握し、特性に応じた合理的配慮を浸透させ、学習支援員を配置する等、人的支援を進めます。
 10. 支援対象児童・生徒数の増加に応じ、障害の状況に合わせて必要な学級の設置等を検討し、個に応じた教育環境の充実を図ります。
 11. 特別な支援を必要とする子どもが、安心して学べる、地域による偏りのない教育環境整備を進めます。
 12. 特別支援教育への理解をより深めるため、職層に応じた研修や特別支援教育コーディネーター研修等の内容の充実を図っていきます。



基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

2 虐待の未然防止と対応

めざす姿

全てのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等が保障されています。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に社会全体で取り組んでいます。

現 状

- ◇ 全国の児童相談所への虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年度には21万4,843件になりました。児童虐待による死亡事例数は年間70件台とほぼ横ばいで推移しており、0歳児が半数近くを占めています。
- ◇ これまで区と東京都の児童相談所が連携、役割分担をしながら児童虐待の未然防止や虐待対応に取り組んできました。
- ◇ 本区における令和5年度の児童虐待受理件数は、江東区が756件、東京都の江東児童相談所(江東区分)が975件です。令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度にかけてやや減少しています。
- ◇ 養育困難の相談受理件数は、令和5年度新規185件、そのうち妊娠から生後1年間で約3割を占めています。
- ◇ 令和5年度調査では、両親に「親から暴力を振るわれた」経験や「育児放棄された」経験がある人は、それらの経験がない人に比べて「こどもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」割合が多くなっています。
- ◇ 虐待の未然防止のため、こどもや家族に関わる全ての関係機関の連携強化を図るとともに、地域における見守り支援機能の強化を図るため、子ども家庭支援センターにおいてアウトリーチ型支援を行っています。(再掲)
- ◇ 平成28年度の法改正により特別区でも児童相談所を設置可能となりました。

課 題

- ◇ 令和5年度調査では、しつけのためなら体罰を容認する保護者が一定数いるため、しつけと体罰の違い等について正しい理解を広める取組が必要です。
- ◇ 深刻な状態になる前の早期発見、早期対応が重要であるため、発見した際の通告先の周知や子育てに不安や悩みを抱えた段階で、身近に相談できる環境の整備が必要です。また、保護者の負担を軽減する取組が必要です。
- ◇ 関係機関同士の連携や情報共有により、児童虐待のリスクを有する家庭を見逃さず、適切に把握する仕組みが必要です。
- ◇ 学校や保育所等をはじめ、こどもや家庭に関わる全ての職員の児童虐待防止の取組について、より一層の充実が求められています。
- ◇ 児童虐待ケース内容の複雑・困難化等に対して、迅速かつ機動性をもって対応するとともに一貫性をもった支援が必要です。

取 組
方 針

1. 健康診査や保健指導、新生児・産婦訪問事業等の母子保健活動を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また、乳幼児健診未受診者等に対しては、保健師の訪問等、養育状態の把握に努めます。
2. 要保護児童対策地域協議会の調整機関である区所管課によるコーディネートのもと、関係機関との情報共有や連携強化を図り、要保護児童対策地域協議会の強化に努めます。
3. 暴言等を含めた体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動を行います。また、全国の児童虐待相談対応件数の半数以上を占める心理的虐待の防止策として、DV 事案の子どもへの影響についても啓発活動を行います。
4. 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる等、地域における子育て支援拠点として、子ども家庭支援センターの整備を進めるとともに、その利用促進を図ります。
5. 児童相談所全国共通ダイヤル(189)や子ども家庭支援センター、区役所の相談窓口について周知徹底を図ります。
6. 虐待を受けた子どもに対し、心理職が心理的ケアを行うひうこで虐待の世代間連鎖を防ぎます。さらに、保護者に対するケアや助言を行い、適切な親子の関係性構築を支援します。(再掲)
7. 若年の予期せぬ妊娠や高年齢での妊娠となった妊産婦のいる家庭には、支援サービス等、関係機関が連携し適切な支援を導入します。
8. 虐待対応担当職員のほか、保育所や学校、児童館等、子どもに関連する施設においても児童虐待が子どもに与える影響や子どもへの適切な対応等の研修の充実に努め、職員の能力向上を図ります。
9. 養育環境等に課題を抱えていたり、家庭や学校に居場所のない子どもたちの健全な育成を目的とした居場所の設置に取り組みます。
10. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童虐待への学校の対応力をより高めます。
11. 全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両分野の機能を統合し一体的な運営を行う「子ども家庭センター」を設置し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行います。
12. 親子のコミュニケーションを改善するためのカウンセリング等の実施や、地域の子育て支援グループ等により地域全体で子育てを支える環境を整えることにより、虐待の再発防止を図ります。さらに、虐待を受けた経験のある親に対する心理的なサポートや、育児講座等を通して適切な子育て方法を学ぶ機会を提供することにより、子どもへの虐待を防ぎ世代間連鎖の防止を図ります。
13. 子ども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能の一体化をはじめとした更なる連携強化を図り、対象者には必要なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして提示し、切れ目のない一貫した支援を行います。(再掲)
14. 虐待の未然防止から再発の防止、そして次の世代における虐待の予防まで幅広い相談や支援に対応できる児童相談体制を構築するため、区立児童相談所を整備します。
15. 現在、里親等の社会的養護については東京都の業務ですが、今後の区立児童相談所開設を見据え、情報発信等においてフォスタリング機関と連携を図りつつ里親への支援や社会的養護のあり方について検討していきます。

基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

3 生活困窮層への支援、ヤングケアラー支援

めざす姿

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる環境の整備と教育の機会均等が図られ、こども一人ひとりが夢や希望を持って成長できる社会が実現されています。

現 状

- ◇ 国の調査によると、生活保護世帯のこどもの大学等進学率は39.9%(令和3年度)で、近年増加傾向にあるものの、全世帯平均を下回る状況が続いています。また、ひとり親世帯のこどもの大学等進学率は、母子世帯が66.5%、父子世帯が57.9%となっており、いずれも全世帯平均の75.2%を下回っています。
- ◇ 令和5年度調査では、小学校5年生がいる世帯で17.4%、中学校3年生がいる世帯で18.7%が生活困難層となっています。
- ◇ 令和5年度調査では、小学校5年生と中学校3年生のいる世帯の家計についてみると「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」以下の世帯が41.4%を占めています。
- ◇ 令和5年度調査では、養育費について「取り決めていない」が38.2%となっており、養育費を「受け取っていない」が61.3%となっています。
- ◇ 生活困窮世帯は、一般世帯と比べて様々な課題を抱えていることが多く、自立支援に向けた相談や適切な生活保護制度の実施、保護世帯への訪問調査による問題の把握を行っています。
- ◇ 経済的理由によって就学困難な学齢児童生徒の保護者を対象に、通学費や学用品費等、教育費の一部を就学援助費として支給しています。
- ◇ 令和4年度に実施した普段の生活についてのアンケートでは、小学校6年生で15.2%、中学校2年生で14.5%が家族のお世話をしていると答えています。
- ◇ 国はヤングケアラーへの支援の普及を図るため、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、「ヤングケアラー」を各種支援に努めるべき対象として、法律上明記しました。

課 題

- ◇ 令和5年度調査では、困窮世帯の半数以上が「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがあった」と回答しており、困窮世帯への経済的支援が必要です。
- ◇ 令和5年度調査では、生活保護制度について、「全く知らなかった」と回答した人は5.3%となっており、制度の認知度向上は確実に進んでいますが、必要とす

取
組
方
針

る方全てに情報が行き渡る情報発信の手段について検討が必要です。

- ◇ 生活保護制度は、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立といった側面からも支援を講じることで、貧困の世代間連鎖を断ち切っていく必要があるため、各関係機関や各制度との連携を図り、切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- ◇ 令和5年度調査では、養育費確保支援事業補助金について、「知っていた」が5.8%、「知らなかった」が87.1%となっており、周知の強化が必要です。
- ◇ 経済的理由による教育環境の格差解消のため、学齢児童生徒の就学を支援する必要があります。
- ◇ ヤングケアラーについて周囲の大人等が理解を深め、必要な支援につなげることが求められています。さらに、当事者や関係機関等に向け、相談窓口の周知や、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる広報啓発の実施が必要です。
- ◇ ヤングケアラーは子どもから若者への移行期を含む、18歳前後での切れ目のない支援が重要です。ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援に円滑につなぐために、関係機関・団体等が連携して対応することが必要です。そのため、関係機関等の対応力を高めることが求められています。
- ◇ 要保護児童対策地域協議会のネットワーク全体でヤングケアラー及び家庭を支援するため、関係機関の一層の連携が求められています。

1. 各種支援制度について、区報やホームページによる情報発信のほか、案内チラシや関係機関との連携により、支援が必要な世帯を相談窓口へつなげます。
2. ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」といった様々な支援を推進します。
3. こどもの貧困を解消するため、保護者をとりまく様々な課題解決に向けた相談支援と経済的支援を行います。
4. 貧困の連鎖を防止するため、まなび塾を通じた学習支援やまなび支援員による修学・進学に関する情報提供により、子どもを含めた世帯全体への支援を行います。
5. 児童扶養手当等の支給やひとり親家庭への医療費助成等により、低所得の子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。
6. 就学援助の受給資格がある世帯に対して周知徹底を図ります。
7. ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるための実態調査や、対応力向上のための関係機関等職員向け研修の実施に取り組みます。また、相談窓口の周知や、相談しやすい環境整備に取り組みます。
8. ヤングケアラーの関係機関が連携し、子どもから若者への移行期で切れ目のない本人の思いに寄り添った支援を行っていきます。

基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

4 不登校・いじめ・ひきこもりへの支援

めざす姿

不登校、いじめやひきこもりを未然に防止する環境が整っているととも
に、悩んでいる子どもに対し、早期に適切な支援が提供され、子どもたち
が地域とのつながりの中で育まれています。

現 状

- ◇ 不登校児童・生徒数は、令和4年度で小学校416人、中学校586人となっており、5年前と比べると小学校、中学校ともに増加しています。
- ◇ 不登校になった児童・生徒が学校に復帰しない・できないケースがあります。
- ◇ いじめの認知件数は、令和4年度で小学校 3,699 件、中学校442件となっており、5年前と比べると小学校、中学校ともに増加しています。一方、解消率は令和4年度は84.8%となっており、5年前より増加しています。
- ◇ 令和5年度調査では、中高生世代のうち、ひきこもりの傾向にある割合は約4%となっています。
- ◇ 教育センター内にワンストップ型の教育相談窓口を設置し、学校教育に関連する多様な相談内容に対応しています。

課 題

- ◇ 不登校の原因も様々であり、ブリッジスクール等だけでは十分な対応ができない児童・生徒が増加しています。
- ◇ 児童・生徒の悩みや問題について毎年相談件数が増えており、内容も複雑になっています。
- ◇ 子どもたちが発信したSOSのサインを教員をはじめ大人が確実に把握し、迅速に対応することが難しい場合があります。
- ◇ 令和5年度調査では、中高生世代がひきこもりの状況になった年齢は13歳前後とおおむね中学校進学時となっています。環境の変化や思春期におけるメンタル面でのサポート体制を充実させる必要があります。
- ◇ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの対応件数が毎年増加しており、問題を抱える児童・生徒に迅速に対応することが難しくなっています。

取
組
方
針

1. 「KOTO こどもかがやきプラン」(不登校総合対策第3次)に基づき、不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った支援の一層の充実を図り、不登校の児童・生徒のみならず、江東区の全てのこどもたちがかがやくための取組を充実させていきます。
2. いじめに対しては、「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、どの学校でも、どのこどもにも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応します。また、学校・保護者・教育委員会等が連携し、いじめの未然防止や早期の発見・対応にあたります。
3. こどもがインターネット等を活用する機会が増えていることから、安全に安心してインターネットを活用するための能力を育成していきます。
4. ワンストップ型教育相談窓口において、教育を専門とする相談員が、教育に関する悩みを聞き取り、相談に応じるとともに、悩みに応じた適切な専門職につなげます。
5. SNSを活用した相談事業に取り組み、問題が深刻化する前に不安や悩みの解決を目指します。
6. 「Action24」をキーワードに、地域や保護者も含めた全ての大人たちでこどもたちの思いに寄り添い、SOSに対して、より早く対応するよう努めるとともに、こどもたちへのSOSの出し方教育についても力を入れていきます。
7. こどものSOSに大人が気が付き対応ができるようにするため、教員研修の充実等により、教育相談に関わる一人ひとりの能力・意識を高めていきます。
8. スクールカウンセラーを幼稚園や小中学校・義務教育学校に派遣してこどもと保護者の相談対応を行います。また、不登校等福祉的な支援を必要とする児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携を図ります。
9. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをはじめとした不安や悩みを抱えるこどもに対する支援体制の更なる充実について検討します。
10. ひきこもりや人間関係等の青少年相談について、臨床心理士等による電話相談や訪問相談体制を拡充し、早期に幅広いメンタルサポートが図れるよう推進していきます。

基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

5 外国にルーツを持つ子どもと保護者への支援

めざす姿

外国にルーツを持つ子どもや日本語を母語としない子どもが、支障なく学校・保育所や地域での生活を送っています。

現 状

- ◇ 区内に住む外国人の出生数は年々増加しており、出産や子育てに不安を抱える外国人妊産婦や保護者が増えています。
- ◇ 外国籍の18歳未満の人口は令和4年度以降増加しており、令和6年1月1日現在5,371人となっています。
- ◇ 両親もしくは父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う認可保育所等に補助を行っています
- ◇ 区立学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒数は、近年増加傾向にあり、令和5年度は221人となっています。
- ◇ 外国にルーツを持つ子どもや日本語を母語としない子どもは、友人とのコミュニケーションが上手く取れない場合があります。
- ◇ 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の中には、学校等や地域での生活に不安を抱えている人がいます。

課 題

- ◇ 区内の在日外国人の出生総数は年々増加しており、訪問や相談対応等の多言語化をより一層図り、外国人も安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実が求められています。
- ◇ 日本語ができない保護者は行政サービスや地域情報を得ることが困難なため、不安を抱える外国人に対し多言語での情報提供が求められています。
- ◇ 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の中には、日本語が理解できない人が多数おり、言語に関する支援が必要です。

取
組
方
針

1. 妊婦や未就学児保護者向けの子育て情報等は、引き続き多言語で発信し、情報へのアクセス向上を図り、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実に努めます。
2. 区の保育所入園手続きにおいて、日本語が不自由な保護者に対し、多言語(5か国語)対応の通訳クラウドサービスを活用します。
3. 外国にルーツを持つ子どもの授業や学校生活を支援するため、日本語指導員を学校に派遣するとともに、有明西学園に設置した日本語学級において、日本語指導を行います。また、地域のNPO法人と協働し、日本語指導を必要とする児童・生徒への支援を引き続き行います。



基本目標4 支援が必要な子ども・若者・保護者を支える

6 こども・若者の社会的自立の支援

めざす姿

家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、こども・若者の健全育成に向けて取り組む社会が実現しています。

現 状

- ◇ 区では、青少年(中高生～35歳未満、事業によっては40歳未満の者)の健全育成や活躍の場の提供のため、関係機関・団体と連携して、ネットワークづくりやリーダー養成等に取り組んでいます。
- ◇ 近年、幅広い世代のひきこもりが社会問題となっています。青少年期のつまずきからひきこもる、家族の介護等が必要でこども・若者自身が介護者(ヤングケアラー等)とならざるを得ない等、社会的に困難を抱えるこども・若者が存在しています。
- ◇ 児童相談所による一時保護の解除後や、在宅支援となった場合、こどもの健全な育成の支援のため、関係機関が連携しこどもの見守りを行っています。
- ◇ 稼働年齢層にある生活保護受給者や生活困窮者には、丁寧な就労支援により、自立の促進を図っています。

課 題

- ◇ スマートフォン等のICT技術の進展や塾・スポーツクラブ等の習い事、少子化等の複合的な要因により、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、価値観が多様化する中、地域活動に参加するこどもを増やす取組が必要です。
- ◇ 困難を抱えたこども・若者には、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、相談内容に応じて関係機関との連携が必要になります。
- ◇ 児童相談所による一時保護等の措置解除後の関係機関によるフォローアップ体制の強化が必要です。
- ◇ 就労の経験が乏しい等の状況にある者に対し、就労に向けて徐々に自立支援を行っていく取組の強化、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築が必要です。

取 組
方 針

1. 青少年健全育成に係る団体の活性化に向けて、引き続き人的支援・財政支援を行います。
2. 青少年健全育成事業について、青少年対策地区委員会等の関係団体との連携を強化し、多様化することもちのニーズや地域特性に沿った魅力的な内容となるよう検証・見直しを行い、地域一体となって事業の活性化を進めていきます。
3. ひきこもりや人間関係等の青少年相談について、臨床心理士等による電話相談や訪問相談体制を拡充し、早期に幅広いメンタルサポートが図れるよう推進していきます。(再掲)
4. 児童相談所による一時保護等の措置解除の子どもに対し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用した支援体制を強化していきます。
5. 地域のボランティアや区民団体の活動について、広報活動の強化や参加しやすい仕組みづくり等、ボランティア活動への参加促進の取組を検討します。
6. 経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、社会的に困難を抱える子ども・若者やその家族に対し、社会的孤立を防ぐため、相談事業の充実や様々な機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を推進します。



基本目標5 地域全体で子育てを支える

1 地域ぐるみの子育て支援の環境づくり

めざす姿

地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える環境が築かれ、子育てしやすいまちが実現しています。

現 状

- ◇ 国は、「こどもの居場所づくりに関する指針」にて、全てのこどもが心身の状況や置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにするため、こどもの居場所づくりが必要であると示しており、より多くのこどもの居場所が求められています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前児童の保護者で、子育てをしていて地域で支えられていると「あまり感じない」割合が38.2%となっています。
- ◇ 令和5年度調査では、就学前・小学生の保護者のうち、子育てがしやすいまちの要素として、地域のつながりが(大いに、ある程度)必要だと思う人は8割を超えています。(再掲)
- ◇ 子ども会やジュニアリーダー等、地域の取組に参加するこどもは、長期的には減少傾向にあります。
- ◇ ファミリー・サポート事業の協力会員は減少傾向となっています。
- ◇ 孤食の解消やこどもを見守る環境の整備を目的として、地域団体等が主体となっていく区内のこども食堂に対して、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、補助を行っています。
- ◇ 民生・児童委員は地域のボランティアとして、関係機関と連携し担当区域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の見守りや相談支援を行っています。

課 題

- ◇ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てについて相談相手がいないこと等から、必要な情報が届きにくくなっています。
- ◇ 地域のつながりの希薄化が懸念されるなか、青少年に地域での活動を促すとともに青少年活動の指導役を果たせる人材の育成が必要です。

取
組
方
針

- ◇ 地域の子育てボランティア確保や地域で活動する子育て支援団体が継続して活動していくための支援が求められています。
 - ◇ 民生・児童委員が家庭を訪問しても保護者の理解を得られない等、地域における活動が思うように進まない状況があるほか、担い手不足も課題となっています。また、こどもや子育てに関する問題は様々であり、相談支援に関する知識の向上が求められています。
1. 地域の子育て支援団体に対し、運営や情報発信等への支援を行うことで、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築します。また、事業の広報活動により区民のボランティア活動への参加促進を図ります。
 2. 青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、ジュニアリーダー講習会を行うとともに、事業のPRにより講習生の更なる確保及び人材の掘り起しにつなげます。また、ボランティア活動への参加促進のため、ジュニアリーダーに対しボランティア活動の周知も行います。
 3. 地域団体等が主体となっていく区内のこども食堂について、新規立ち上げや継続的な運営を支援するため、運営費の一部補助を行い、参加団体を増やします。また運営事業者連絡会を通じて、子育て家庭を支えるネットワークを強化します。
 4. 様々な機会を捉えて、民生・児童委員の活動について周知し、保護者の理解促進や担い手確保を図ります。また、民生・児童委員の知識等の向上のため、相談支援に関する研修を民生・児童委員協議会を通じて行います。
 5. 事業共催、補助・助成制度等様々な形態により、区民団体、NPO、企業等と連携して、地域の子育て支援に取り組みます。

基本目標5 地域全体で子育てを支える

2 こどもの安全・安心確保

めざす姿

地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、こどもたちが健やかに成長しています。

現 状

- ◇ 民家・商店・事務所等の協力を得て、こどもたちが緊急に助けを求められる避難場所「こども110番の家」を設置し、地域の防犯意識を高めることで、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めています。
- ◇ 登下校時の通学路の安全確保については、学校や地域から挙げられた危険箇所等について、江東区通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察、学校関係者等と連携しながら点検を実施しています。
- ◇ 近年、全国で下校中のこどもの連れ去り事件等が相次いでいます。本区においても登下校中のこどもを狙った犯罪が懸念されます。
- ◇ 本区では災害発生時の母子向け支援物資として、粉ミルクや液体ミルク、紙おむつ、授乳服等の備蓄をしています。
- ◇ 犯罪被害防止教育等の安全教育について、各学校が安全指導年間計画に基づき、日常的、定期的に安全指導の時間を設定して行っております。
- ◇ 火事や地震等の発災時の対応について、各保育所・幼稚園・学校において、様々な状況を想定した避難訓練を定期的に行っています。
- ◇ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等の障害児通所施設等においては、定期的な避難訓練の実施が義務付けられているほか、令和3年度から新たに感染症や非常災害の発生時における業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。
- ◇ 公共施設の改修時等に段差の解消等のバリアフリー化を進めています。

課 題

- ◇ こども110番の家について、近年協力者が得にくい状況となっています。原因として、協力者が高齢化により辞退していることやオートロックマンションが増加していること等が考えられます。
- ◇ 児童通学案内(ストップさん)の適切な配置や防犯カメラ維持管理等の取組を進めており、引き続き地域との協力体制の強化を推進していく必要があります。

取 組
方 針

- ◇ 避難所での集団生活について、母子の特性に配慮した施設、備蓄の検討が必要です。また、各子育て家庭において必要な物資に関する、日常備蓄等の啓発が必要です。
 - ◇ 障害児通所施設等において、BCPを策定するだけでなく、定期的な研修及びシミュレーションを行い、見直すことにより、必要に応じてBCPを変更していくことが求められています。
 - ◇ 公共施設における段差の解消、まちのバリアフリー化を進めており、引き続き誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの推進が求められています。
1. こども110番の家事業について、協力者確保のため、こどもがいる世帯以外への取組周知も含めこれまで以上に周知に努めます。また、こどもたちが緊急に助けを求められる新たな施策についても検討し、地域住民や事業者等地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。
 2. 「江東区通学路交通安全対策連絡会」を中心に、登下校時の地域住民等による見守りや通学路防犯カメラの活用、警察等の関係機関との連携等により、通学路における児童の安全の確保に努めます。
 3. 避難所等において、母子の特性に配慮した備蓄の更なる充実等、環境整備に努めます。また、母子の特性を踏まえた被災時支援や各家庭での備えについて、自助・共助の主体である区民に対する普及啓発を図ります。
 4. 安全教育について、全校園において安全指導年間計画を作成し、安全指導の充実を図っていきます。
 5. 各保育所・幼稚園・学校において、火事や地震等の発災時の様々な状況を想定した避難訓練を引き続き行っていきます。
 6. 障害児通所施設等の指導検査を行い、BCP に基づき訓練等が適正に行われているか確認・指導します。
 7. こどもや子育て中の方の移動や利便性向上を図るため、公共施設において障害者・妊婦・乳幼児を連れている保護者等が利用しやすいように、バリアフリー化を進めます。
 8. 「生命(いのち)の安全教育」を推進し、全てのこどもが自分も他人も大切にできるよう発達の段階を踏まえた安全教育や性教育を実施していきます。(再掲)

基本目標5 地域全体で子育てを支える

3 関係機関のネットワーク化の推進

めざす姿

こどもの最善の利益のため、こどもや家庭に関する様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援が行われていることで、地域全体で子育て家庭を支える環境が構築されています。

現 状

- ◇ こどもたちが安全・安心な社会環境の中で、地域で活躍できるよう、学校、地域、関係団体、行政が相互に連携・協力して取組を進めています。
- ◇ 母子保健や児童福祉、子育て支援等を担当する行政機関と医師会・歯科医師会・助産師会等医療関係者、地域活動栄養士会等の保健関係者、民生・児童委員等福祉関係者、私立幼稚園等教育関係者による協議会を開催しています。
- ◇ 青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、青少年問題が複雑化・多様化するとともに、地域のつながりの希薄化が懸念されます。
- ◇ 弁護士、区各課、警察、区民等で構成する消費者教育推進委員会の開催により、消費者被害や消費者教育※に関する意見交換・情報共有を行い、それぞれの立場で消費者教育の推進に努めています。
- ◇ 全校に地域学校協働本部を設置し、各校コーディネーターを中心に活動を展開しています。
- ◇ 週末活動を充実させることにより、こどもの自主性、社会性、創造性を養うとともに、地域の教育力の向上を図るウィークエンドスクール事業に取り組んでいます。

課 題

- ◇ 個々の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、関係機関・団体の更なる連携の強化が求められています。
- ◇ 要保護児童や養育困難家庭への支援にあたっては、関係機関が互いの立場や役割を理解した上で、そのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で支援の隙間をつくらない意識や体制が必要です。

※ 消費者教育…消費者が自分の権利や責任を知り、賢く商品やサービスを選ぶようにすることで、消費生活の安全や安定を確保し、経済社会の発展に寄与できるよう、実践的な能力を育む教育。

取 組
方 針

- ◇ こども・若者に対する効果的な消費者教育の推進のため、教育機関や関係団体がさらに相互理解を深め、連携を深めることが必要です。
- ◇ 地域学校協働本部での適切な人員の確保の拡大や、コミュニティ・スクールの導入校の拡大を並行して進める等、両者一体となった取組が必要です。
- ◇ PTAの活動状況の変化や高齢化の進展等により、ウィークエンドスクール事業の実施主体となる団体の担い手が不足しています。

1. 複数分野の支援が必要なこどもや複数の機関が関わる支援に対しては、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関がそのこどもに関する情報や関わり方を共有し、こどもや保護者のニーズも踏まえ、適切に連携・協力して対応します。(再掲)
2. こども・若者の非行防止・薬物乱用防止に取り組み、青少年の健全育成を進めるため、各関係機関・団体と相互の連携強化を図ります。
3. 引き続き消費者教育推進委員会を通じて、関係団体に消費者教育の必要性について共通理解を深めていきます。
4. 地域での子育てネットワークの形成支援のための家庭教育ファシリテーター養成講座を開催します。(再掲)
5. 学校を拠点とした幅広い人材の参画や教育資源の活用等による学校・地域・家庭の連携及び協働を一層推進するため、地域学校協働本部の充実とともにコミュニティ・スクールの導入を着実に進め、両者一体となった取組を進めます。
6. ウィークエンドスクール事業について、担い手が不足する学校については、「地域学校協働本部」の取組として推進する等、こどもの体験活動等の充実を目指していきます。



基本目標5 地域全体で子育てを支える

4 ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

めざす姿

性別に関わらず積極的に家事や子育て、介護等を担い、男女がともに自ら希望するバランスで職場・家庭・地域での生活を充実できる環境が実現しています。

現 状

- ◇ 令和元年度に実施した「江東区男女共同参画意識実態調査」では、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについて、理想としては、「すべてのバランスをとりたい」という回答が4割ですが、実現できている人は約1割にとどまっています。現実には、男性は仕事、女性は仕事あるいは家庭生活を優先している状況です。
- ◇ 令和元年度に実施した「江東区男女共同参画意識実態調査」の企業（事業所）調査では、平成26年度の前回調査と比べ、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加しており、取組のうち一定の効果があったものとしては、「年次有給休暇の取得促進」「長時間残業の削減」が上位に挙げられています。
- ◇ ~~江東区役所における男性の育児休業取得率は、令和2年度で35.7%、令和3年度で36.2%、令和4年度で62.2%、令和5年度で76.9%となっており、「職員のみごと生活応援プラン」による男性の育児休業取得率の目標値は30%以上のため、近年は目標を達成しています。~~一方で、「こども未来戦略方針」において、~~公務員に係る~~男性の育児休業取得率の政府目標として、~~令和7年度までに1週間以上の取得率85%、~~令和12年度までに2週間以上の取得率85%以上とすることとなっています。

課 題

- ◇ 区民の一人ひとりがライフステージに応じて多様な生き方が選択でき、性別や年齢を問わずあらゆる区民が自分の希望通りに、仕事や家事、地域活動等を両立できるようにすることが必要です。

取 組
方 針

◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、区民や事業者へ情報提供や働きかけを行い、誰もが働きやすい職場としていくことが必要です。

◇ ~~政府目標の男性の2週間以上の育児休業取得率85%以上には、江東区役所では現時点で達成していないため、更なる取得率の向上を目指していく必要があります。また、現状としては、男性の育児休業取得期間は短期間であるケースが多く見受けられます。~~

1. 広報、各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義やメリット等を紹介する等、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。

2. 区内の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取組事例等の情報提供を行い、意識啓発を進めます。

3. ~~区として率先してワーク・ライフ・バランスを推進するため、男性職員に対して、育児休業等男性職員でも利用できる制度の基礎的な解説や、出産支援休暇や育児休業等の取得モデル等を紹介し、周知を進めます。また、子育て中の職員だけでなく全ての職員が、これらの制度に関する知識を身に付けること等により、子育て中の男性職員が休暇制度等を利用しやすい職場の雰囲気づくりを進めます。~~

